

大空町飼犬・飼猫不妊手術費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨を生かし、町内における飼犬及び飼猫の不妊手術（以下「手術」という。）の費用（以下「手術費」という。）の一部を予算の範囲内で助成することにより犬及び猫の繁殖を防止し、併せて動物愛護精神の涵養及び飼犬、飼猫の適正な管理について、住民意識の高揚を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この事業の助成を受けることができる者は、飼犬及び飼猫に手術を受けさせようとする者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、犬及び猫の販売を営業行為として行う者については、助成の対象としない。

- (1) 大空町に住所を有する者
- (2) 町税及び町に対する各種手数料・使用料等を滞納していない者
- (3) 犬の場合は、畜犬登録をし、当該年度の狂犬病予防注射を受け、狂犬病予防注射済票の交付を受けた者

(助成額)

第3条 助成額は、犬・猫1匹あたり手術費の2分の1以内とし、雄は5,000円、雌は10,000円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出して得た額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請及び交付決定)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大空町飼犬・飼猫不妊手術費助成金交付申請書（様式第1号）により、町長に申請するものとする。

- 2 犬の手術費助成の申請者は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）により交付される「注射済票」の写しを添付して申請するものとする。ただし、町の控えにより確認した場合は、添付を省略することができる。
- 3 町長は、申請内容を審査し適当であると認めた場合は、大空町飼犬・飼猫不妊手術費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求の手続)

第5条 前条第3項の交付決定を受けた者は、大空町飼犬・飼猫不妊手術費助成金交付請求書(様式第3号)に当該手術を証明する書類(領収書等の写し)を添付し、町長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第6条 町長は、前条による請求を受けたときは、内容を審査し助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 町長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた場合は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、飼犬・飼猫不妊手術費助成に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第4条の交付申請及び交付決定に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

3 この告示の失効前に助成金の交付を受けた事案について、第7条の規定に基づく助成金の返還の適用については、前項の規定にかかわらず、同項の規定する日後も、なおその効力を有する。